



全ての事業は地域のために

おかげさまで60周年

合併60周年記念 定期貯金

【取扱期間】 令和6年11月1日^金～令和6年12月30日^月

適用金利

1年定期

年0.15%

(税引き後0.119%)

3年定期

年0.22%

(税引き後0.175%)

【対象商品】 スーパー定期貯金

【預入期間】 1年または3年

【預入金額】 100万円以上

【対象者】 個人の方

【取り扱い】 窓口でのお取り扱い

※新たな資金でのお預入限定となります。



毎週、火曜日にご来店の方には、先着で周ちゃん
広場選りすぐりの農産物や加工品をプレゼント!

※各支所個数に限りがあります。

詳しくは、お近くの JA 周桑各支所窓口までお問い合わせください

中央支所 TEL(0898)68-7012
南部支所 TEL(0898)72-2324
楠河支所 TEL(0898)66-5017

東部支所 TEL(0898)64-2852
国安支所 TEL(0898)66-5205
庄内支所 TEL(0898)66-5210

西部支所 TEL(0898)68-7078
三芳支所 TEL(0898)66-5023
本所貯金課 TEL(0898)68-6266

周桑農業協同組合

商品概要説明書

(愛称：合併 60 周年記念定期貯金)

(令和 6 年 1 月 1 日現在)

商品名	・スーパー定期貯金（単利型）	・スーパー定期貯金（複利型）						
ご利用いただける方	・個人の方							
期間	・定型方式 1 年 ・自動継続（元金継続または元利金継続の取扱いができます。）	・定型方式 3 年 ・自動継続（元金継続または元利金継続の取扱いができます。）						
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 預入形態	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入（ATM およびネットバンクでのお預け入れは対象外となります。） ・100 万円以上 1,000 万円未満 ・1 円単位 ・証書式のみ 							
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。							
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手	<ul style="list-style-type: none"> ・1 年：年 0.15%（税引後年 0.119%） 金利の適用は、初回満期日までとなり満期日以降は、自動継続時の通常の店頭表示金利が適用されます。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を 1 円として 1 年を 365 日とする日割り計算をします。 ・20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の分離課税となります。 ※令和 19 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・窓口でお問い合わせください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・3 年：年 0.22%（税引後年 0.175%） 金利の適用は、初回満期日までとなり満期日以降は、自動継続時の通常の店頭表示金利が適用されます。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を 1 円として 1 年を 365 日とする日割り計算をします。 ・20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の分離課税となります。 ※令和 19 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・窓口でお問い合わせください。 						
手数料	—							
付加できる特約事項	・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。							
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、解約時の普通貯金利率により計算した利息とともに払戻しします。	<ul style="list-style-type: none"> ・預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てます）によって 6 か月複利の方法で計算し、この貯金とともに支払います。 なお、預入期間に応じた算式により計算した利率が、解約日における普通貯金利率を下回る場合は、解約日における普通貯金利率を適用します。 6 ヶ月未満 解約日における普通貯金利率 6 ヶ月以上 1 年未満 約定利率×40% 1 年以上 1 年 6 ヶ月未満 約定利率×50% 1 年 6 ヶ月以上 2 年未満 約定利率×60% 2 年以上 2 年 6 ヶ月未満 約定利率×70% 2 年 6 ヶ月以上 3 年未満 約定利率×90% 						
貯金保険制度 (公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。 							
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 支所または当 J A の下記連絡先にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">J A 名</td> <td style="text-align: center;">担当部署</td> <td style="text-align: center;">電話番号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">J A 周桑</td> <td style="text-align: center;">金融共済部 貯金課</td> <td style="text-align: center;">0898-68-6266</td> </tr> </table> <p>また、J A バンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融共済部または J A バンク相談所にお申し出ください。 愛媛弁護士会（電話：089-941-6279）</p>		J A 名	担当部署	電話番号	J A 周桑	金融共済部 貯金課	0898-68-6266
J A 名	担当部署	電話番号						
J A 周桑	金融共済部 貯金課	0898-68-6266						
その他参考となる事項 (1) 取扱期間	<ul style="list-style-type: none"> ・取扱期間中であっても諸情勢によりお取り扱いを終了することがあります。 ・令和 6 年 11 月 1 日（金）～ 令和 6 年 12 月 30 日（月） 							

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 周桑